

社会福祉法人 林愛会 令和5年度事業計画

I 社会福祉法人 林愛会

1 基本理念

子ども・家庭・地域と共に（共育）

子どもたちは、「世の宝」と言われるように、未来への懸け橋となることが重要である。子ども一人一人の笑顔を守るため、本来あるべき家庭の温かさを守るため、地域の人々のつながりの中で支えあい、ともに生きることの喜びを知る。どのような環境にあらうとも、心身ともに健やかに成長・発達していくよう見守り、支援していくことは、社会の責務である。

社会福祉法人 林愛会は、一人ひとりの子どもが、将来自立した社会人として成長できるように、よりよい環境を提供し、愛情と必要な支援を行うとともに、法人の持つ専門性を活かして、地域の児童や家庭を支援していくことを使命とする。

2 本年度の基本方針

政府の児童福祉に関する考え方が大きく変革し、本年度より「子ども家庭庁」を発足し、「子ども真ん中社会」を実現するために舵をとっている。

そのような中、我々児童福祉施設にとっても重要な一年になる。

児童養護施設に対しては、被虐待児童が急激に増加している状況から、できる限り良好な家庭環境が求められ、平成30年に厚生労働省から、施設の高機能化、多機能化、小規模かつ地域分散化を図ることとの通知が出された。

児童家庭支援センターに対しては、令和2年度より相談訪問件数に関し倍数計上を取り入れ、指導委託は、一ケースあたり、年間10万円だったのが、一ケースあたり、月額10万円となるなど、アウトリーチへの支援移行が進められている。

地域支援センターに対しては、令和6年度より「療育特化型事業所」と「見守り型事業所」へと分類され、これまでの申請すれば誰でも利用できる状況から、「療育」を必要とする児童の区分精査が厳しくなることが考えられるため、今まで以上に「選ばれる事業所」にならなければいけない。

このような状況の中で、社会福祉法人 林愛会としては、国が示す方向性を十分にくみ取り、理解し、全職員が一丸となり、従前から目指してきた「地域に根差した社会福祉法人」として、子どもを主体とし、児童や子育て家庭を支援するための取り組みを通して地域の子育て支援拠点となるよう一層強力で推進していく。

3 重点的な取り組み

① 地域における要支援家庭・要保護家庭の実態把握

昨年度から引き続き取り組んでいく。鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市が中心となり開催されている、要保護児童地域対策協議会へ積極的に参加し、実態把握に努める。

② 各関係機関、組織との連携や役割分担の明確化

関係機関が各々行っているケース検討会や、担当会議に積極的に参加し、情報共有を行いながらどの機関がどのように活動していくのか明確にする。

③ 人材育成のための研修プログラムの強化

子どもの虹研修センター、全国児童養護協議会、全国児童家庭支援センター協議会、都道府県児童養護協議会、各関係機関が行っている研修に年間計画をもとに研修に取り組んでいく。

座学研修だけでなく、施設内研修においては、対話形式の研修を取り入れる。

④ 人材確保に向けた早期からの積極的アプローチ

実習生を中心とした若い世代が興味関心を持てるように、若手職員が先輩職員として講話をする。

各学校へ早い段階から求人情報を提供する。

県内だけでなく県外へも目を向け、求人提供をする。

ホームページや SNS を活用し、従来の求人だけでなく多角的に情報発信を行う。

令和5年度大隅学舎事業計画

II 児童養護施設 大隅学舎

1 基本理念

児童が安全で安心して生活し、地域とのふれあいの中で健やかに育ち、家庭支援を目指し自立できる人材を育成

2 基本目標

- ・子どもの利益を最優先した養育を行う
- ・子どもの理解と受容、信頼関係を大切にする
- ・子どものプライバシーの尊重と秘密を保持する
- ・地域福祉への積極的な参加と協働に努める

3 基本方針

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する様々な対応が求められる中で、本年度5月から感染分類が2類から5類へ引き下げられるが、引き続き感染予防に取り組む必要がある。感染症対策ガイドラインに沿って、児童や保護者、職員への対応を行っていく中で、衛生用品や、備蓄用品を含め管理を徹底する。

国が掲げる家庭養育推進計画の中に「家庭養育優先原則」が明記され、これに伴い、里親やファミリーホームへの委託を進めるよう、里親委託・施設地域分散化等加速化プランを打ち出し、令和2年度から令和6年度までの5年間で「集中取組期間」として定められた。

昨年度より引き続き里親支援に力を入れるため、里親支援専門相談員を配置し、入所児童の再アセスメントを行い、家庭生活体験事業を取り入れながら、より家庭養育が必要で実際に里親委託可能な児童の把握に努め進めていく。県内の他児童養護施設の専門員や児童相談所、児童家庭支援センター、その他関係機関と連携し里親支援への強化を図る。

次に、市町村における子育て家庭への支援の充実について、新たに「児童育成支援拠点事業」が設立された。この事業を福祉施設に委託し実施することがうたわれていることから、鹿屋市と協議を重ね、ニーズの把握に努める。そのため、加算職員として第三の家庭支援専門相談員を配置し、地域の要支援・要保護児童の把握に努める。

最後に職員の人材育成においては、舎内研修として座学研修だけでなく、ディスカッションを交えながら対話する研修の充実を図り、全職員で取り組んでいき職員の資質向上、スキルアップを目指す。本年度は、子ども家庭庁が発足するため、様々な制度導入や、改革が行われるため、国の動向に注視しながら、入所児童のために全職員一丸となって児童処遇に努めていく。

4 児童、職員配置

| | | | | | |
|-------------------|-------------|-------------------|-------------|------------------|------------|
| 男子棟 | | 女子棟 | | 幼児棟 | |
| <u>職員</u> | <u>5名</u> | <u>職員</u> | <u>3名</u> | <u>職員</u> | <u>5名</u> |
| 小学3年生 | 2名 | 小学2年生 | 1名 | 未就学児 | 8名 |
| 小学4年生 | 3名 | 小学4年生 | 2名 | | |
| 小学5年生 | 1名 | 小学6年生 | 1名 | 高校2年生 | 2名 |
| 小学6年生 | 3名 | 中学2年生 | 1名 | | |
| 中学1年生 | 1名 | 高校3年生 | 1名 | | |
| 中学3年生 | 2名 | その他 | 1名 | | |
| 高校1年生 | 2名 | | | | |
| 高校3年生 | 3名 | | | | |
| <u>児童合計</u> | <u>17名</u> | <u>児童合計</u> | <u>7名</u> | <u>児童合計</u> | <u>10名</u> |
| 地域小規模施設 和らべホーム | | 地域小規模施設 のぞみホーム | | 一時保護施設 あゆみホーム | |
| <u>職員</u> | <u>3.5名</u> | <u>職員</u> | <u>3.5名</u> | <u>職員</u> | <u>3名</u> |
| 小学1年生 | 1名 | 小学3年生 | 1名 | | |
| 小学5年生 | 1名 | 小学5年生 | 1名 | | |
| 中学3年生 | 1名 | 中学1年生 | 1名 | | |
| 高校1年生 | 1名 | 中学3年生 | 1名 | | |
| 高校3年生 | 1名 | 高校1年生 | 1名 | | |
| | | 高校2年生 | 1名 | | |
| <u>児童合計</u> | <u>5名</u> | <u>児童合計</u> | <u>6名</u> | <u>児童総合計</u> | <u>45名</u> |
| 家庭支援専門相談員 | 2名 | | | | |
| 心理担当職員 | 1名 | | | | |
| 里親支援専門相談員 | 1名 | | | | |

大隅学舎定員70名に対し入所児童45名、一時保護枠6名の計51名で本年度がスタートする。まだ、19名受け入れ可能な状況であるため、本年度は、積極的な受け入れを行う。

令和 5 年度 事業計画

社会福祉法人 林愛会
児童家庭支援センターつながり

1. 運営の目的

社会福祉法人林愛会の運営に基づいた長年の児童養護施設実践を活かし、地域の児童の福祉に関する諸般の問題につき、児童に関する家庭やその他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、技術的な助言を行うほか、保護を要する児童又は保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う

(2) 市町村の求めに応じる事業

市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う

(3) 都道府県又は児童相談所からの受託による指導

児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う

〈指導委託促進事業〉： 一件当たり 月額 106,000 円

(4) 里親等への支援

里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う

(5) 関係機関との連携・連絡調整

児童や家庭に関する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う

3. 職員の配置等

(1) 運営管理責任者 (1名)

(2) 相談・支援を担当する職員 (3名 ※非常勤職員1名)

(3) 心理療法等を担当する職員 (1名)

令和5年度 事業計画

地域支援センターまなびやは、令和3年5月に開所して、1年が経過しました。開所当初は、1ヶ月程度利用児童は0名と非常に苦しい時期がありその間職員は他の事業所で実習・療育の研修等を行い、大隅学舎の児童がまなびやを利用しながらの実務研修等を行ってきました。また、相談支援事業所訪問や、学校、保育園、幼稚園、各関係機関への訪問等を行い、パンフレットを各所に配ったり、掲示をお願いしたり、母親が集う子育て広場へ参加したりと、まずはまなびやを知ってもらう事、PR活動を中心に行ってきました。

徐々に利用相談や保護者、相談支援員の見学もあり、「ぜひ利用したい」との声もあり現在、放課後等デイサービス11名。児童発達支援事業所11名。合計22名の児童が利用しております。

毎日10名～14名利用しており、月平均13名程の利用状況となっております。

放課後等デイサービスは、地域の保護者のニーズに合わせて放課後や土曜日、長期休暇（夏休み、冬休み、春休み）を利用して学習や、自然体験、生活場面での適応訓練・理学療法士による個別指導訓練等を取り入れながら、個別に少人数できめ細かな支援ができるように展開し、子どもたちが楽しく生活していく場の一つとしており、保護者との関係性も深くなり、ご家族のニーズに合わせて支援ができています。

児童発達支援事業は、子育て家庭の不安を少しでも軽減できるように父親、母親と一緒に家族支援を行い、未就学児を中心に生活場面で「できる」「できた」を増やしていけるように支援していき、特に、保育園児童も多く利用しており、保育園との連携を図りながら支援できている状況です。

保育所等訪問支援事業は、

また、虐待防止を含む地域ソーシャルワークを強化する上でも最重点事業所として地域に根差していきます。保育所等訪問支援事業は、児童の権利に関する条約にもある、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利の4つの柱を中心に、保護者と訪問先の保育所等の距離が縮まり、子どもの成長・発達を共に喜び合えるようになることで、子どもの安心・安全に過ごせる環境を最大限に引き出すことを目的としている事業所であり、地域の保護者、保育所

等の職員との関係性を大切にしながら、障害のない子どもと集団生活への対応の為に専門的な支援を行っていきます。相談支援事業は、ノーマライゼーションの理念である全ての人々が尊重され共生社会を目指し、安心して豊かに生活する為のお手伝いをしていきながら、地域社会との共生の力になれるよう努め、保護者のニーズ、本人への支援をより強化していく計画をたてていきながら支援を進めていきます。